港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第三号中「(78)まで」を「(84)まで」に、「(78)に」を「(84)に」に、「(79)から(83)まで」を「(85)から(89)まで」に、「(79)に」を「(85)に」に、「(83)に」を「(89)に」に、「(84)から(102)まで」を「(90)から(108)まで」に、「(84)に」を「(90)に」に、「(102)に」を「(108)に」に、「(103)から(108)まで」を「(109)から(114)まで」に、「(103)に」を「(109)に」に、「(108)に」を「(114)に」に、「(109)から(118)まで」を「(115)から(124)まで」に、「(109)に」を「(115)に」に、「(118)に」を「(124)に」に、「(119)から(127)まで」を「(125)から(133)まで」に、「(119)に」を「(125)に」に、「(127)に」を「(133)に」に、「(128)から(131)まで」を「(134)から(137)まで」に、「(128)に」を「(134)に」に、「(131)に」を「(137)に」に、「(132)から(140)まで」を「(138)から(146)まで」に、「(132)に」を「(138)に」に、「(140)に」を「(146)に」に、「(141)から(144)まで」を「(147)から(150)まで」に、「(141)に」を「(147)に」に、「(144)に」を「(150)に」に、「(145)から(169)まで」を「(151)から(179)まで」に、「(145)に」を「(151)に」に、「(169)に」を「(179)に」に、「(170)から(261)まで」を「(180)から(271)まで」に、「(170)に」を「(180)に」に、「(261)に」を「(271)に」に、「(262)から(266)まで」を「(272)から(276)まで」に、「(262)に」を「(272)に」に、「(266)に」を「(276)に」に改め、同号中(266)を(276)とし、(164)から(265)までを(174)から(275)までとし、(163)を(169)とし、その次に次のように加える。

(170)　竜神島灯台から一二一度四五分二、六四〇メートルの地点

(171)　竜神島灯台から一三四度一五分一三、七四〇メートルの地点

(172)　竜神島灯台から一四〇度四五分一一、四九〇メートルの地点

(173)　竜神島灯台から一五四度一五分二、四〇〇メートルの地点

別表第五第三号中(162)を(168)とし、(51)から(161)までを(57)から(167)までとし、(50)の次に次のように加える。

(51)　伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点

(52)　伊島灯台から二九三度四五分一〇、七八〇メートルの地点

(53)　伊島灯台から二八五度三〇分一二、七三〇メートルの地点

(54)　伊島灯台から二八六度三〇分一二、九二〇メートルの地点

(55)　伊島灯台から二九四度四五分一一、〇一〇メートルの地点

(56)　伊島灯台から一七度一五分一三、八四〇メートルの地点

附　則

この政令は、令和二年八月十二日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は令和三年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年六月一日とする。

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百四十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官）	（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官及び国際労働交渉官）
第一条　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。	**第一条**　大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官一人及び国際労働交渉官一人を置く。
２・３　（略）	２・３　（略）